

令和4年 第7回 福岡市東区選挙管理委員会

6月21日（火）

【 議 題 】

- 1 議案第26号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者に関する専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第27号 選挙人名簿から抹消する者について
- 3 議案第28号 選挙人名簿に登録する者について
- 4 議案第29号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について
- 5 議案第30号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について
- 6 議案第31号 参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が期日前投票を行う期日前投票所の指定について
- 7 議案第32号 参議院議員通常選挙における投票所の指定について
- 8 議案第33号 参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について
- 9 議案第34号 参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について
- 10 議案第35号 参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

- 11 議案第 36 号 参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法について
- 12 議案第 37 号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 13 議案第 38 号 参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 14 議案第 39 号 参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について
- 15 議案第 40 号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
- 16 議案第 41 号 参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について

【 報 告 】

- 1 衆議院小選挙区の区割り変更について

<次回以降日程>

委員会 令和 4 年 6 月 22 日（水） 午後 6 時 00 分～

議案第26号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者に関する専決処分の承認を求めることについて

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月21日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

(根拠)

・議決 地方自治法施行令第137条第1項及び第2項の規定による。

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、(略)委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第1号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する必要があるが、急施を要し、委員会を招集する暇がないため、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年6月8日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和4年6月8日

(根拠)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六

2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

議案第 27 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 545 人 |
| | 内訳 死亡者 | 126 人 |
| | 市外転出者 | 419 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 4 年 6 月 21 日 |

(根 拠)

・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

第二十八条 (登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条 (表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和4年6月21日 抹消者数

投 票 区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 馬出第一	2	1	3	4	5	9	6	6	12
2 馬出第二	0	3	3	7	5	12	7	8	15
3 箱崎第一	1	1	2	5	7	12	6	8	14
4 箱崎第二	0	0	0	5	3	8	5	3	8
5 箱崎第三	0	4	4	4	4	8	4	8	12
6 菅松第一	0	1	1	5	4	9	5	5	10
7 菅松第二	2	1	3	15	13	28	17	14	31
8 菅松第三	0	0	0	7	10	17	7	10	17
9 松島第一	1	0	1	7	4	11	8	4	12
10 松島第二	2	0	2	5	9	14	7	9	16
11 名島第一	2	1	3	5	7	12	7	8	15
12 名島第二	5	5	10	2	3	5	7	8	15
13 千早	1	1	2	7	8	15	8	9	17
14 千早西	3	2	5	4	4	8	7	6	13
15 香陵	0	2	2	2	2	4	2	4	6
16 香椎浜	0	1	1	3	4	7	3	5	8
17 城浜	3	2	5	0	0	0	3	2	5
18 多々良第一	0	1	1	14	10	24	14	11	25
19 多々良第二	0	0	0	0	1	1	0	1	1
20 八田	2	4	6	2	3	5	4	7	11
21 青葉第一	3	2	5	3	0	3	6	2	8
22 青葉第二	1	0	1	4	1	5	5	1	6
23 舞松原第一	1	1	2	2	6	8	3	7	10
24 舞松原第二	0	1	1	6	6	12	6	7	13
25 若宮第一	0	0	0	3	3	6	3	3	6
26 若宮第二	0	1	1	2	2	4	2	3	5
27 香椎第一	2	0	2	3	0	3	5	0	5
28 香椎第二	0	1	1	7	4	11	7	5	12
29 香椎下原第一	1	3	4	3	0	3	4	3	7
30 香椎下原第二	2	1	3	9	7	16	11	8	19
31 香椎東第一	1	1	2	6	6	12	7	7	14
32 香椎東第二	0	2	2	0	2	2	0	4	4
33 香住ヶ丘第一	0	4	4	17	13	30	17	17	34
34 香住ヶ丘第二	1	3	4	4	1	5	5	4	9
35 和白第一	2	2	4	8	5	13	10	7	17
36 和白第二	3	1	4	6	7	13	9	8	17
37 三苦	2	3	5	6	3	9	8	6	14
38 奈多第一	2	0	2	3	2	5	5	2	7
39 奈多第二	1	0	1	1	0	1	2	0	2
40 美和台第一	4	1	5	5	1	6	9	2	11
41 美和台第二	2	1	3	2	4	6	4	5	9
42 和白東第一	6	2	8	6	5	11	12	7	19
43 和白東第二	1	1	2	5	10	15	6	11	17
44 西戸崎第一	1	2	3	1	0	1	2	2	4
45 西戸崎第二	0	0	0	0	1	1	0	1	1
46 志賀第一	0	1	1	0	0	0	0	1	1
47 志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48 志賀第三	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49 照葉第一	0	0	0	0	1	1	0	1	1
50 照葉第二	0	2	2	4	4	8	4	6	10
合計	60	66	126	219	200	419	279	266	545

議案第 28 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 4 年 6 月 21 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

- 1 登録する者の数 1,172 人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和 4 年 6 月 21 日

(根 拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 22 条第 3 項の規定による。

第二十二條第三項（登録）

市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(略)が定める日現在(略)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

※ 登録される資格を有する者

第二十一條第一項（被登録資格等）

選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

議案第 29 号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1 人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和 4 年 6 月 21 日

※参考: 在外選挙人登録数 (東区)			
男	40 人	女	98 人
計	138 人		
(R4. 6. 21 委員会終了後)			

(根拠)

・議決 公職選挙法第 30 条の 6 第 2 項の規定による。

第三十条の六 (在外選挙人名簿の登録等)

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

※前条第四項の規定

第三十条の五 (在外選挙人名簿の登録の申請等)

- 4 (省略) 国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているものは、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和4年6月1日現在登録者数			令和4年6月21日消抹者数			令和4年6月21日登録者数			移替			令和4年6月8日在外移転者数			令和4年6月21日在外移転者数			令和4年6月21日現在登録者数					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計	男	女	計	男	女	計
										男	女	計	男	女	計									
1馬出第一	2,618	2,930	5,548	6	6	12	12	25	37	3	5	8	12	10	22			0			0	2,633	2,954	5,587
2馬出第二	2,180	2,289	4,469	7	8	15	6	12	18	7	14	21	4	2	6			0			0	2,176	2,281	4,457
3箱崎第一	2,623	2,993	5,616	6	8	14	15	20	35	9	11	20	12	13	25			0		1	1	2,635	3,006	5,641
4箱崎第二	2,971	2,987	5,958	5	3	8	16	17	33	6	10	16	3	4	7	1		1			0	2,978	2,995	5,973
5箱崎第三	2,804	3,276	6,080	4	8	12	6	17	23	3	6	9	4	4	8			0			0	2,807	3,283	6,090
6笹松第一	2,820	2,554	5,374	5	5	10	9	13	22	10	7	17	6	3	9			0			0	2,820	2,558	5,378
7笹松第二	3,671	3,778	7,449	17	14	31	21	20	41	12	19	31	9	12	21			0			0	3,672	3,777	7,449
8笹松第三	3,148	2,883	6,031	7	10	17	28	20	48	6	6	12	7	5	12			0			0	3,170	2,892	6,062
9松島第一	2,961	2,423	5,384	8	4	12	16	18	34	6	8	14	13	7	20			0			0	2,976	2,436	5,412
10松島第二	3,172	3,238	6,410	7	9	16	15	9	24	6	5	11	2	7	9			0			0	3,176	3,240	6,416
11名島第一	4,462	4,921	9,383	7	8	15	22	19	41	9	10	19	6	9	15			0			0	4,474	4,931	9,405
12名島第二	1,940	2,118	4,058	7	8	15	4	8	12	1	2	3	1	3	4			0			0	1,937	2,119	4,056
13千早	4,550	5,893	10,443	8	9	17	27	34	61	11	10	21	8	8	16			0			0	4,566	5,916	10,482
14千早西	2,472	2,903	5,375	7	6	13	11	9	20	5	5	10	1	1	2			0			0	2,472	2,902	5,374
15香陵	2,023	2,446	4,469	2	4	6	20	15	35	0	1	1	3	4	7			0			0	2,044	2,460	4,504
16香椎浜	2,737	3,589	6,326	3	5	8	6	3	9	1	6	7	7	6	13			0			0	2,746	3,587	6,333
17城浜	1,109	1,539	2,648	3	2	5	0	1	1	1	1	2	1	1	2			0			0	1,106	1,538	2,644
18多々良第一	4,983	4,450	9,433	14	11	25	22	16	38	14	7	21	13	7	20			0			0	4,990	4,455	9,445
19多々良第二	1,050	1,206	2,256	0	1	1	1	3	4	2	2	4	0	1	1			0			0	1,049	1,207	2,256
20八田	2,529	3,159	5,688	4	7	11	8	5	13	8	13	21	4	4	8			0			0	2,529	3,148	5,677
21青葉第一	2,515	2,939	5,454	6	2	8	11	8	19	3	4	7	6	6	12			0			0	2,523	2,947	5,470
22青葉第二	1,994	2,222	4,216	5	1	6	2	3	5	2	4	6	0	0	0			0			0	1,989	2,220	4,209
23舞松原第一	1,758	1,997	3,755	3	7	10	7	11	18	1	0	1	2	1	3			0			0	1,763	2,002	3,765
24舞松原第二	2,124	2,564	4,688	6	7	13	10	11	21	6	8	14	5	4	9			0			0	2,127	2,564	4,691
25若宮第一	2,450	2,713	5,163	3	3	6	3	11	14	6	6	12	9	7	16			0			0	2,453	2,722	5,175
26若宮第二	1,416	1,474	2,890	2	3	5	6	3	9	6	5	11	2	4	6			0			0	1,416	1,473	2,889
27香椎第一	2,844	3,082	5,926	5	0	5	11	6	17	5	5	10	7	8	15			0			0	2,852	3,091	5,943
28香椎第二	2,142	2,479	4,621	7	5	12	16	20	36	6	4	10	8	9	17			0			0	2,153	2,499	4,652
29香椎下原第一	1,592	1,652	3,244	4	3	7	10	11	21	3	5	8	4	4	8			0			0	1,599	1,659	3,258
30香椎下原第二	4,473	4,062	8,535	11	8	19	28	25	53	7	4	11	11	10	21			0			0	4,494	4,085	8,579
31香椎東第一	2,936	3,140	6,076	7	7	14	10	11	21	3	2	5	2	5	7			0			0	2,938	3,147	6,085
32香椎東第二	2,444	2,706	5,150	0	4	4	8	12	20	4	1	5	2	3	5			0			0	2,450	2,716	5,166
33香住ヶ丘第一	4,520	4,298	8,818	17	17	34	28	47	75	9	7	16	9	10	19			0			0	4,531	4,331	8,862
34香住ヶ丘第二	2,383	2,772	5,155	5	4	9	10	4	14	3	2	5	3	3	6			0			0	2,388	2,773	5,161
35和白第一	2,398	2,553	4,951	10	7	17	12	19	31	5	6	11	5	6	11			0			0	2,400	2,565	4,965
36和白第二	2,742	3,091	5,833	9	8	17	11	4	15	1	3	4	8	9	17			0			0	2,751	3,093	5,844
37三苦	3,565	3,832	7,397	8	6	14	16	15	31	6	9	15	4	3	7			0			0	3,571	3,835	7,406
38奈多第一	2,362	2,737	5,099	5	2	7	7	5	12	1	3	4	1	3	4			0			0	2,364	2,740	5,104
39奈多第二	1,183	1,396	2,579	2	0	2	4	1	5	0	3	3	0	2	2			0			0	1,185	1,396	2,581
40美和台第一	2,977	3,397	6,374	9	2	11	11	14	25	2	1	3	3	2	5			0			0	2,980	3,410	6,390
41美和台第二	3,128	3,603	6,731	4	5	9	13	12	25	3	1	4	1	3	4			0			0	3,135	3,612	6,747
42和白東第一	2,596	2,866	5,462	12	7	19	8	9	17	1	2	3	2	2	4			0			0	2,593	2,868	5,461
43和白東第二	2,344	2,560	4,904	6	11	17	10	14	24	4	5	9	4	8	12			0			0	2,348	2,566	4,914
44西戸崎第一	1,830	2,062	3,892	2	2	4	6	8	14	1	0	1	3	2	5			0			0	1,836	2,070	3,906
45西戸崎第二	580	653	1,233	0	1	1	3	3	6	1	1	2	3	0	3			0			0	585	654	1,239
46志賀第一	430	502	932	0	1	1	1	1	2	1	0	1	1	1	2			0			0	431	503	934
47志賀第二	74	103	177	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0			0			0	73	102	175
48志賀第三	110	127	237	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0			0			0	110	126	236
49照葉第一	1,283	1,373	2,656	0	1	1	4	8	12	2	3	5	0	0	0			0			0	1,285	1,377	2,662
50照葉第二	2,997	3,304	6,301	4	6	10	31	30	61	7	7	14	12	14	26			0			0	3,029	3,335	6,364
合計	123,013	133,834	256,847	279	266	545	562	610	1,172	220	251	471	233	240	473	1	0	1	0	1	1	123,308	134,166	257,474

議案第 30 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における東区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡辺 裕江

期日前投票所	設置期間
福岡市東区箱崎二丁目 54 番 1 号 福岡市東区役所別館 3 階 301 会議室	令和 4 年 6 月 23 日から 令和 4 年 7 月 9 日まで
福岡市東区千早四丁目 21 番 45 号 なみきスクエア 1 階交流ロビー	令和 4 年 7 月 2 日から 令和 4 年 7 月 9 日まで
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市役所 1 階市民ロビー	令和 4 年 7 月 2 日から 令和 4 年 7 月 9 日まで

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

第三十九条（投票所）

投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第四十一条（投票所の告示）

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

第四十八条の二(期日前投票)

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（省略）、市役所
第四十一条第一項	から少なくとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（省略）

議案第 31 号

参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙において、東区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように指定し、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

福岡市東区箱崎二丁目 54 番 1 号
福岡市東区役所別館 3 階 301 会議室

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 49 条の 2 第 4 項による読替後の第 48 条の 2 第 1 項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第 65 条の 13 第 4 項の規定による。

第四十八条の二（期日前投票）

選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

二 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

第四十九条の二（在外投票等）

4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票

をしようとするものの国内における投票のうち、第四十八条の二第一項中「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」と、「投票区」とあるのは「指定在外選挙投票区」とする。

第六十五条の十三（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

4 市町村の選挙管理委員会は、法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所を指定したとき、又は法第四十九条の二第三項の規定により共通投票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

議案第 32 号

参議院議員通常選挙における投票所の指定について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における東区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 39 条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第 41 条第 1 項の規定による

第三十九条(投票所)

投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第四十一条(投票所の告示)

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

令和4年7月10日執行予定 参議院議員通常選挙 投票所一覧

【東区】 (投票区数 50)

	投票区	投票所	所在地
1	馬出第一	馬出小学校講堂兼体育館	東区馬出一丁目12番27号
2	馬出第二	福岡中学校体育館	東区馬出三丁目11番1号
3	箱崎第一	箱崎小学校講堂兼体育館	東区箱崎二丁目2番45号
4	箱崎第二	東区役所別館講堂	東区箱崎二丁目54番1号
5	箱崎第三	東箱崎公民館	東区箱崎七丁目16番23号
6	筥松第一	筥松小学校講堂兼体育館	東区郷口町16番1号
7	筥松第二	米一丸会館	東区箱崎六丁目5番18号
8	筥松第三	筥松会館	東区原田二丁目8番25号
9	松島第一	松島小学校講堂兼体育館	東区松島一丁目39番1号
10	松島第二	箱崎清松中学校体育館1階ホール	東区松田二丁目3番1号
11	名島第一	名島小学校講堂兼体育館	東区名島五丁目5番1号
12	名島第二	名島公民館	東区名島二丁目42番26号
13	千早	なみきスクエア1階交流ロビー	東区千早四丁目21番45号
14	千早西	千早西小学校講堂兼体育館	東区香椎浜一丁目4番1号
15	香陵	香陵公民館	東区香椎浜一丁目8番7号
16	香椎浜	香椎浜小学校講堂兼体育館	東区香椎浜二丁目2番2号
17	城浜	城浜公民館	東区城浜団地32番2号
18	多々良第一	多々良公民館	東区多々良一丁目56番2号
19	多々良第二	蒲田会館	東区蒲田二丁目30番35号
20	八田	八田小学校講堂兼体育館	東区八田二丁目15番1号
21	青葉第一	青葉小学校講堂兼体育館	東区青葉三丁目9番1号
22	青葉第二	青葉五丁目八一七二一ホール	東区青葉五丁目20番23号
23	舞松原第一	舞松原小学校講堂兼体育館	東区舞松原五丁目19番1号
24	舞松原第二	多々良中学校武道場	東区水谷一丁目18番1号
25	若宮第一	若宮小学校講堂兼体育館	東区若宮三丁目12番1号
26	若宮第二	福岡矯正管区体育館	東区若宮五丁目3番53号
27	香椎第一	香椎小学校講堂兼体育館	東区香椎駅前三丁目2番1号
28	香椎第二	香椎公民館	東区香椎駅前二丁目17番19号
29	香椎下原第一	香椎第3中学校 武道場	東区香椎駅東三丁目33番1号
30	香椎下原第二	香椎下原公民館	東区下原一丁目4番2号
31	香椎東第一	香椎会館	東区香椎四丁目13番17号
32	香椎東第二	香椎東小学校講堂兼体育館	東区香椎台一丁目9番1号
33	香住ヶ丘第一	香住ヶ丘小学校講堂兼体育館	東区香住ヶ丘三丁目10番1号
34	香住ヶ丘第二	香住ヶ丘公民館	東区香住ヶ丘一丁目27番1号
35	和白第一	和白公民館 武道場	東区和白三丁目28番31号
36	和白第二	和白小学校講堂兼体育館	東区塩浜一丁目6番1号
37	三苦	三苦公民館	東区三苦三丁目3番41号
38	奈多第一	奈多小学校講堂兼体育館	東区奈多団地40番1号
39	奈多第二	奈多公民館	東区奈多二丁目14番2号
40	美和台第一	美和台小学校講堂兼体育館	東区美和台二丁目25番1号
41	美和台第二	和白丘中学校 武道場	東区和白丘三丁目13番1号
42	和白東第一	和白東小学校講堂兼体育館	東区高美台二丁目8番1号
43	和白東第二	和白東公民館	東区高美台二丁目1番8号
44	西戸崎第一	西戸崎公民館	東区西戸崎五丁目1番1号
45	西戸崎第二	大岳集会所	東区大岳三丁目18番4号
46	志賀第一	志賀公民館	東区大字志賀島736番地60
47	志賀第二	勝馬公民館	東区大字勝馬1587番地2
48	志賀第三	弘集会所	東区大字弘2454番地1
49	照葉第一	照葉公民館	東区香椎照葉二丁目2番12号
50	照葉第二	照葉北公民館	東区香椎照葉三丁目2番1号

議案第 33 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- 1 開く時刻の変更を行う期日前投票所及び当該時刻
なみきスクエア 1 階交流ロビー 午前 10 時
- 2 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期日前投票所	開く時刻	閉じる時刻
福岡市役所 1 階市民ロビー	午前 10 時	午後 7 時

3 変更理由

なみきスクエア 1 階交流ロビー及び福岡市役所 1 階市民ロビーについては、増設設置するものであり、東区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 40 条第 1 項の規定による。
- ・告示 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 40 条第 2 項の規定による。

第四十条（投票所の開閉時間）

投票所は、午前八時三十分に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。

- 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合
期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。
- 二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合（午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。） 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

※読替規定

第四八条の二（期日前投票）

6 第三十九条から第四十一条まで（略）の規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

議案第 34 号

参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における東区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

- 1 場所 福岡市東区香住ヶ丘一丁目12番2号
福岡市立東体育館
- 2 日時 令和 4 年 7 月 10 日 午後 9 時 15 分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第63条及び最高裁判所裁判官国民審査法第20条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第64条の規定による。

第六十三条（開票所の設置）

開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第六十四条（開票の場所及び日時の告示）

市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議案第 35 号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、東区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- 1 場所 福岡市東区箱崎二丁目 54 番 1 号
福岡市東区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和 4 年 7 月 7 日 午後 6 時から

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第62条第 6 項の規定による。

第六十二条 (開票立会人)

公職の候補者(一省略- 参議院比例代表選出議員の選挙については参議院名簿届出政党)は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることにはできない。

- 2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
- 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者が

その候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。 当該公職の候補者

- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。当該候補者届出政党
- 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等
- 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。
- 5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となったときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。
- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

議案第 36 号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、東区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡辺 裕江

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が 10 人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から 10 本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から 2 本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が 10 人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上あるときは、前記 1 (5) に準じてくじを行う。

(根拠)

・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

第六十二条 (開票立会人)

公職の候補者(一省略 参議院比例代表選出議員の選挙については参議院名簿届出政党)は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはいできない。

- 2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
 - 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。 当該公職の候補者
 - 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。 当該候補者届出政党
 - 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。 当該衆議院名簿届出政党等
 - 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。 当該参議院名簿届出政党等
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属

する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

- 5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となったときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。
- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

議案第 37 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における東区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項並びに同法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第25条の規定による

第三十七条(投票管理者)

各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 省略

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる

第二十四条(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

3 省略

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員

の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

第二十五条(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

議案第 38 号

参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における東区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項並びに同法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第25条の規定による

第三十七条(投票管理者)

各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 省略

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる

第二十四条(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

3 省略

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員

の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

第二十五条(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

議案第 39 号

参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における東区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 61 条第 2 項及び第 4 項並びに同法施行令第 67 条第 1 項及び第 6 項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第 68 条の規定による。

第六十一条 (開票管理者)

各選挙ごとに、開票管理者を置く。

- 2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 3 省略
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる

第六十七条 (開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に

開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

省 略

- 6 第二項の規定にかかわらず、指定都市の選挙管理委員会の委員長は、数区合同開票区において、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに関係区の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない

第六十八条(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第六十一条第二項の規定(省略)により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

議案第 40 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における東区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

第三十八条(投票立会人)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

第四十八条の二(期日前投票)

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合においては、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える(省略)。

第三十八条第一項	各投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者
	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日

議案第 41 号

参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における東区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

第三十八条(投票立会人)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。